

宿泊約款

(若松 ゆがわら石亭)

第1条 [適用範囲]

- 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約、及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令、又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 [宿泊契約の申し込み]

- 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 - 宿泊者氏名
 - 宿泊者の連絡先情報 (住所・有効な電話番号・eメールアドレス)
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊プラン
 - 予約者情報
 - 決済方法及び決済情報 (クレジットカード情報を含む)
 - その他当館が必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 [宿泊契約の成立等]

- 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊者は、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、当館に支払わなければなりません。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 [申込金の支払いを要しないこととする特約]

- 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 [宿泊契約締結の拒否]

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、当該約款及び法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 宿泊しようとする者が、次の①から③該当すると認められるとき。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- 宿泊しようとする者が、従業員に対し、暴言、威嚇行為、迷惑行為をしたとき。
- 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、当館へ合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- 神奈川県旅館業法施行条例(昭和32年12月24日条例第64号)の規定する場合に該当するとき。

第6条 [宿泊客の契約解除権]

- 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 宿泊客は、自己都合その他宿泊客の自己の責に帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表2に掲げるところにより、違約金を支払う義務を負います。
- 前項にかかわらず、宿泊客が台風等の災害に起因する別表3の理由により宿泊日当日に到着出来ないことが確定したときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなします。ただし、このとき当館は違約金を請求しないものとします。

- 4 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなします。その場合、宿泊客は、プラン料金の全額（サービス料・入湯税を除く）を支払う義務を負います。

第7条 【当館の契約解除権】

- 1 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が、宿泊に関し、当該約款及び法令の規定、公の秩序も地区は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (2) 宿泊客が感染者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊客が宿泊に関し、暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 宿泊客が他の宿泊客や従業員に対して、暴言、威嚇行為、迷惑行為をしたとき。
 - (5) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める禁止事項に従わないとき。
 - (6) 宿泊客が次の①から③に該当すると認められるとき。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ③ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (7) 神奈川県旅館業法施行条例（昭和32年12月24日条例第64号）に該当するとき
 - (8) 台風や大雨などの悪天候または天災のため、宿泊客の安全確保上、営業を中止した方がいいと当館が判断するとき
 - (9) 施設不具合に起因する事由により宿泊させることができないとき
- 2 当館が、前項第1号乃至第7号の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金であっても、宿泊客はその料金を支払う義務を負います。
- 3 当館が、第1項第8号及び第9号の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金については請求しないものとします
- 4 当館は、第1項第1号乃至第8号に定める解除原因が、宿泊客の責に帰すべき事由または不可抗力によるものであることに鑑み、これらの規定に基づいて宿泊契約を解除したときに宿泊客に生じたいかなる損害についても賠償しないものとします。

第8条 【宿泊の登録】

- 1 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- ① 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所
 - ② 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - ③ その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、クレジットカードその他当館が認め方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます

第9条 【客室の使用時間】

- 1 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には30分ごとに3,000円(税抜)の追加料金を請求致します。

第10条 【利用規則の遵守】

宿泊客は、当館が別に定めて館内に掲示又は提示した利用規則がある場合には、当該規則に従っていただきます。

第11条 【営業時間】

- 1 当館の主な施設等の営業時間は以下のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。
- (1) フロントサービス時間： 午前7時～午後10時
 - (2) 飲食等サービス時間： 朝食 午前7時30分～午前9時15分まで
(最終開始時刻：午前8時30分)
夕食 午後6時～午後9時まで
(最終開始時刻：午後7時)
 - (3) 大浴場サービス時間： 午後3時～翌朝9時30分
- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。
- 3 会計精算は、フロントサービス時間内での対応となります

第12条 【料金の支払い】

- 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は別表1に掲げるところによります。
- 2 宿泊料金等の支払いは、現金、クレジットカード、その他当館が認め方法により当館が請求した時に行ってください。
- 3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊者は宿泊料金を支払わなければなりません。

第13条 【当館の責任】

当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第14条 【契約した客室の提供ができないときの取り扱い】

- 1 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条 【寄託物等の取り扱い】

- 1 宿泊客がフロントにお預けになった手荷物・物品または現金、並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品について、宿泊客が預け入れの際に、預け入れを担当した当館の職員に対し、預け入れ品の種類及び価額を明示して告知しなかったときは、その種類および価額を問わず、当館は10万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当館内にお持込みになった手荷物、物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品について、宿泊客が、お持込に際して、当館の職員に対し、お持込品の種類及び価額を明示して告知しなかったときは、その種類および価額を問わず、当館は10万円を限度としてその損害を賠償します。

第16条 【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

- 1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないとき、連絡がつかないときは発見日を含め30日間保管するものとし、当該期間の経過とともに、所有者は所有権を放棄しているものとみなし、廃棄処分をいたします。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条 【駐車場の責任】

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合・車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

第18条 【宿泊客の責任】

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、宿泊客は当館に対しその損害の賠償を行うものとします。なお、別表4に掲げる物品の破損または汚損により生じた損害については、宿泊客は、同表に定める額を損害として賠償するものとします。

別表1

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料 (室料+朝食等の飲食料) ※基本宿泊料は子供料金 小学生 大人料金の70% 幼児 (食事布団) 大人料金の50% 幼児 (布団のみ) 大人料金の30% 幼児 (食事布団不要) 2,000円 (税抜) を含む ② サービス料 (①×10%)
	追加料金	③ 追加飲食その他の利用料金 (①④に含まれるものを除く) ④ ルームサービス (宿泊室で受けられるサービスを指す。) の利用料金 ⑤ サービス料 (③×10%) 又は (④×15%)
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税(温泉地のみ)

別表2

宿泊契約解除日		(フー ーシ ョー)	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	4 日 前	5 日 前	6 日 前	7 日 前	1 3 日 前 ～ 8 日 前	1 4 日 前
宿泊プラン料金 に対する割合	通常期	100%	100%	80%	50%	50%	20%	20%	20%				
	特定日 (年末年始/GW/お盆など)	100%	100%	80%	80%	80%	50%	50%	50%	50%	30%	30%	

別表3

台風等の天災時、来館不可能であることを確定する要件・基準
羽田空港に飛行機が到着できないとき
羽田空港の悪天候に起因するダイバージョン・欠航が発生しているとき
JR 湯河原駅到着便の運航停止

別表4

テレビの破損	10,000円
障子の破損	業者見積書金額による
畳の破損	業者見積書金額による
シーツの汚れ	1,000円
布団の汚れ (おねしょ等)	敷布団 5,000/枚
	掛布団 5,000/枚
	マットレス 5,000/枚
グラス・コップの破損	500円/個
その他の物品の破損・紛失	業者見積書価格に依る
鍵の紛失	10,000円